

パートナーシップ構築宣言

弊社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携と同調

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むと共に、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先の状況に応じ、テレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の相談や同調を諮ります。

（個別項目）○一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と協力事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

弊社は不合理な原価低減要請は一切行いません。取引対価の決定に当たっては、協力事業者から協議の申入れがあった場合には協議し、労務費や仕入れ材等の上昇分の影響を斟酌するなど、併せて協力事業者の適正な利益を鑑み、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者はその都度、変更契約の書面発行による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は小社の矜持により100%現金で支払います。（締め日より20日サイトにて100%現金払い）従前通り手形は一切発行致しません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めることはありません。

④働き方改革等に伴う協力事業者との同調

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を求めることがなく、併せて事業再開時等には従前通りの取引関係の継続等に配慮します。

2024年3月13日
有限会社 清水工務店 代表取締役 清水博